

横浜市港北スポーツセンター
第2期指定管理者 公募要項

平成22年4月

横浜市港北区

<目次>

1	指定管理者制度導入の目的.....	3
2	公募の概要	3
	(1) 対象施設.....	3
	(2) 主催者.....	3
	(3) 指定期間.....	3
	(4) 指定管理者の公募及び選定の方式.....	3
	(5) 審査結果等の通知及び公表	4
	(6) 協定の締結	4
	(7) 問合せ先.....	4
3	指定管理者が行う業務の範囲.....	4
	(1) 施設の運営に関して行わなければならない業務	4
	(2) 施設の維持管理に関して行わなければならない業務.....	5
	(3) 自主事業として行うことの可能な業務.....	5
	(4) その他業務	5
	(5) 関係法規の遵守	5
	(6) 職員配置.....	6
4	事業収支に関する事項.....	6
	(1) 指定管理料	6
	(2) 施設運営収入.....	6
	(3) 自主事業収入.....	6
	(4) 維持管理運営費用.....	7
	(5) 自主事業に係る費用	7
	(6) 経費の支払い.....	8
	(7) 管理口座.....	8
	(8) リスク分担の考え方	8
5	指定管理者の公募に関する事項.....	10
	(1) 公募スケジュール.....	10
	(2) 公募手続について.....	10
6	応募に関する事項.....	13
	(1) 応募者の資格.....	13
	(2) 欠格事項.....	13
	(3) 応募者の形態.....	14
	(4) 提出書類.....	15
	(5) 留意事項.....	17
7	提案内容と指定管理者選定の評価基準.....	18

(1) 安定的な経営姿勢・運営実施体制について	18
(2) 施設の平等・公平な使用の確保について	18
(3) コンプライアンスについて	19
(4) 施設の効用の最大限発揮について	19
(5) 管理運営経費について	19
(6) 施設管理について	19
(7) 安全管理について	19
(8) 地域交流について	19
(9) モニタリングについて	19
(10) 特記内容について	19
(11) 収支計画について	19
8 審査及び選定に関する事項	20
(1) 審査方法	20
(2) 選定委員会	20
9 協定に関する事項	20
(1) 協定の締結	20
(2) 協定の内容	21
10 自己評価及び実績評価に関する事項	21
(1) 事業報告書の提出	21
(2) モニタリングの実施	21
(3) 自己評価の実施	21
(4) 区による実績評価	21
(5) 第三者評価の実施	22
11 準備業務・引継業務	22
12 留意事項	22
(1) 個人情報保護に関して特に留意すべき事項	22
(2) 情報公開の実施について	23
(3) 施設において発生した事故への対応に関して特に留意すべき事項	23
(4) 課税に関する留意事項	23
(5) 利用の継続	23
(6) 人権擁護への取り組み	23
13 その他	24
(1) 事業の継続が困難となった場合の措置	24
(2) 指定候補者の変更	24
(3) 指定取消及び管理業務の停止	24
(4) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置	25

1 指定管理者制度導入の目的

公の施設の管理者については、公共的団体等に限られていましたが、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、指定管理者制度が導入されました。これは、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の削減等を図ろうとするものです。

横浜市（以下、「市」という。）では、指定管理者制度を通じて「異なる価値観の積極的相互作用を通じて新たな価値を創出し、行政と民間で『公』を共に創っていくこと（共創）」を目指しています。

このため、平成 18 年度より、横浜市港北スポーツセンターの管理にあたり、指定管理者制度を導入しました。このたび、5 年間の指定期間を終えるにあたり、次期の指定管理者について、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

[参考：根拠法令等]

地方自治法第 244 条の 2 （第 1、2 項 略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

2 公募の概要

(1) 対象施設

横浜市港北スポーツセンター（以下、「港北スポーツセンター」という。）

(2) 主催者

横浜市港北区長 柏崎 誠

(3) 指定期間

平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日（5 年間）

(4) 指定管理者の公募及び選定の方式

指定管理者の公募及び選定は「横浜市港北区公の施設の指定管理者の指定に関する要綱」に基づき公募を行い、「横浜市港北区指定管理者選定委員会要綱」に基づき設置される「横浜市港北区指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という）」において、公募型プロポーザル方式により、指定候補者及び次点候補者を選定します。具体的な手順は以下に示す通りです。

ア 第1次審査：応募書類の内容について審査します。応募者が多数の場合には、絞り込みを行います。

イ 第2次審査：第1次審査の通過者に対して、書類及びプレゼンテーション等に基づいて審査し、指定候補者及び次点候補者を選定します。

(5) 審査結果等の通知及び公表

審査結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

また、審査の経過及び結果は、随時、港北区地域振興課ホームページへの掲載により公表します。

港北区地域振興課ホームページ

URL：<http://www.city.yokohama.jp/me/kohoku/sinkou/siteikanri/>

(6) 協定の締結

市は、指定候補者と細目協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。市会の議決により指定候補者を指定管理者として指定し、その後、仮協定に基づき協定を締結します。

(7) 問合せ先

横浜市港北区地域振興課区民施設担当 山本・鈴木

住 所 横浜市港北区大豆戸町 26-1

電 話 045-540-2242

FAX 045-540-2245

E-mail ko-chishin@city.yokohama.jp

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設の運営に関して行わなければならない業務

横浜市スポーツ施設条例第2条に規定する事業の実施に関すること。

- ・施設等の利用調整、受付、案内業務
- ・利用者支援業務
- ・用具等貸出業務
- ・スポーツ教室業務（基本開館時間内）
- ・駐車場運営業務（基本開館時間内）
- ・広報業務
- ・広告業務
- ・スポーツ振興事業の推進、支援に関する業務

- ・関係機関及び地域との連携に関する業務

(2) 施設の維持管理に関して行わなければならない業務

- ・建築物保守管理業務
- ・設備機器管理業務
- ・清掃業務
- ・備品管理業務
- ・保安警備業務
- ・外溝植栽管理業務
- ・環境衛生管理業務
- ・廃棄物処理業務

(3) 自主事業として行うことの可能な業務

自主事業とは、(1)・(2) 以外に指定管理者が行うことの可能な業務のことです。

- ・スポーツ教室事業（基本開館時間以外）
- ・飲食事業
- ・物販事業（自動販売機等）
- ・駐車場事業（基本開館時間以外）
- ・その他事業
- ・改修工事（改修は市が認めた内容に限る）

(4) その他業務

- ・事業計画書の作成
- ・事業報告書の作成
- ・自己評価
- ・第三者評価
- ・市が実施する業務への協力

(5) 関係法規の遵守

業務の遂行にあたっては、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

ア 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

イ 横浜市スポーツ施設条例（平成 10 年 3 月条例第 18 号）

- 横浜市スポーツ施設条例施行規則（平成 20 年 3 月規則第 35 号）
- ウ 横浜市市民活動推進条例（平成 12 年 3 月条例第 26 号）
横浜市市民活動推進条例施行規則（平成 12 年 6 月規則第 119 号）
- エ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- オ 横浜市個人情報保護条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- カ 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者派遣法等）
- キ 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律等）
- ク 横浜市行政手続条例（平成 7 年 3 月条例第 15 号）

（6）職員配置

スポーツセンターの開館時間中は、常時 1 名の責任者を置くこととします。

4 事業収支に関する事項

（1）指定管理料

施設の維持管理・運営に要する費用（一般管理費含む）(4)から、施設運営収入(2)を減じた額、として提案いただいた金額を、指定管理料(1)として支払います。指定管理料は、別に区が指定する上限額の範囲内で提案すること。

※括弧内の数字は、次ページ指定管理者の収入と支出の表に対応

$\text{指定管理料(1)} = \text{維持管理運営費用（一般管理費含む）(4)} - \text{施設運営収入(2)}$
--

（2）施設運営収入

ア 利用料金収入

本事業では、利用料金制を導入するため、指定管理者は、利用者（指定管理者を含む）が支払う利用料金を、自らの収入とすることができます。利用料金は、市が条例で定める額を上限として、指定管理者が、市の承認を得て定めることができます。

イ スポーツ教室事業収入（基本開館時間内）

ウ 広告業務収入

（3）自主事業収入

指定管理者が、自らの提案により実施する事業に伴う収入です。

ア スポーツ教室事業収入（基本開館時間以外）

イ 飲食事業収入（喫茶コーナー等）

- ウ 物販事業収入（自動販売機等）
- エ 利用料金収入（基本開館時間以外）
- オ その他目的外使用に伴う収入（公衆電話等）

（４）維持管理運営費用

指定管理者が行わなければならない維持管理・運営業務に伴う、指定管理者の人件費、施設の修繕費、指定管理者が整備しなければならない備品費、市が義務づけているスポーツ教室等で施設を利用する際に支払わなければならない利用料金、光熱水費、保険料、警備業務や清掃業務を外部委託した場合の委託費、及びその他経費等が含まれます。

（５）自主事業に係る費用

自主事業に伴う、スポーツ教室等で施設を利用する際に指定管理者が支払わなければならない利用料金、喫茶などの飲食事業を行う際や自動販売機などを設置する際に市に支払う目的外使用料などが含まれます。

※ 指定管理者の収入と支出

収入	施設の運営に関して指定管理者が行わなければならない業務	(1)指定管理料	・ 指定管理料
		(2)施設運営収入	ア 利用料金収入（基本開館時間内） イ スポーツ教室事業収入（基本開館時間内） ウ 広告業務収入
	自主事業として行うことのできる可能な業務	(3)自主事業収入	ア スポーツ教室事業収入（基本開館時間以外） イ 飲食事業収入（喫茶コーナー等） ウ 物販事業収入（自動販売機等） エ 利用料金収入（基本開館時間以外） オ その他目的外使用に伴う収入（公衆電話等）

支出	施設の運営に関して指定管理者が行わなければならない業務	(4)維持管理運営費用	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・修繕費 ・備品費 ・利用料金（スポーツ教室事業で、指定管理者が使用の場合） ・光熱水費 ・保険料 ・委託費（警備業務や清掃業務を外部委託した場合等） ・目的外使用料（広告料） ・公租公課 ・一般管理費 ・その他経費 等
	自主事業として行うことのできる可能な業務	(5)自主事業に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金（基本開館時間以外） ・目的外使用料（喫茶、自動販売機、等） ・その他経費 等

(6) 経費の支払い

指定管理料は、応募者から提案された額を基本とし、毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）業務が開始するまでに、市と指定管理者で事業条件等を協議の上、決定します。原則として、指定管理料は4月分を除いて、月ごとに前月末までに支払うことを想定していますが、支払い時期や方法は協定にて定めます。

(7) 管理口座

会計処理の透明性確保の観点から、指定管理者が当該施設の管理運営のために使用する預金口座については、1施設当たり1口座を原則とします。

(8) リスク分担の考え方

市が想定する主なリスク分担の方針は、以下の通りです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的考え方を示したものです。これ以外のリスクに関する対応については、この分担表の考え方に準じて、別途協議するものとします。

リスク分担に対する基本的考え方

種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担 (協議)

物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの			○
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○	
法令等の変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税（地方消費税を含む）率の変更			○
	法人税・法人住民税率の変更		○	
	事業所税率の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	横浜市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による場合			○
	それ以外の場合		○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	補修にかかる費用が1件当たり100万円を超えない場合		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	上記以外の場合	○		
施設利用者への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外の場合			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※	不可効力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可効力による管理運営の中断			○
性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○	
施設の利用不能等による利用料金収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○	
	それ以外の場合			○

減免による利用 料金収入の減少	減免利用者が大幅に増加した場合や、減免対象者が拡大された場合			○
	それ以外の場合（実績をもとに減免額を見込む）		○	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合（不適切な運営管理による騒音・振動等の苦情等）		○	
	それ以外の場合			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

5 指定管理者の公募に関する事項

(1) 公募スケジュール

- ア 公募要項の配布 平成 22 年 4 月 26 日（月）～6 月 3 日（木）
- イ 現地見学会兼公募説明会 平成 22 年 5 月 7 日（金）

※ 現地見学会兼公募説明会には、平成 22 年 5 月 6 日（木）17 時までには申込の上、必ず参加してください。不参加の場合、応募できませんのでご注意ください。

- ウ 完成図書の閲覧 平成 22 年 5 月 7 日（金）・10 日（月）
- エ 公募に関する質問受付 平成 22 年 5 月 11 日（火）
- オ 公募に関する質問回答 平成 22 年 5 月 17 日（月）頃予定
- カ 応募書類の提出 平成 22 年 6 月 2 日（水）～6 月 3 日（木）
- キ 第 1 次審査 平成 22 年 6 月 24 日（木）
- ク 第 1 次審査結果の通知 平成 22 年 7 月 1 日（木）
- ケ 第 2 次審査（プレゼン実施） 平成 22 年 7 月 8 日（木）
- コ 第 2 次審査結果の通知・公表 平成 22 年 8 月上旬
- サ 指定管理者との仮協定締結 平成 22 年 11 月予定
- シ 指定管理者の指定 平成 22 年 12 月予定
- ス 指定管理者との協定締結 平成 23 年 1 月予定

※応募団体数により、第 1 次審査と第 2 次審査を同時に行う可能性があります。

(2) 公募手続について

ア 公募要項の配布

港北区ホームページからダウンロードしてください。

URL：<http://www.city.yokohama.jp/me/kohoku/sinkou/siteikanri/>

イ 現地見学会兼公募説明会

港北スポーツセンターの本施設の現地見学会兼公募説明会を行います。

開催日：平成22年 5月 7日（金）

時間：午後3時から午後5時まで

場所：港北スポーツセンター研修室

参加人数：各団体3名以内とします。ただし、複数の株式会社等の団体による共同事業体（以下、「共同事業体」という。）を予定している場合は、構成団体全体で1団体とみなします。共同事業体の参加団体が4団体以上の場合は、各団体1名までの参加ができますので、その旨、申込み時にお知らせください。

参加申込み：参加希望の方は**5月6日午後5時までに**出席する旨を申込書（様式23）にご記入の上、港北区地域振興課までE-mailにて申し込みください。

※ 駐車場は、有料かつ台数に限りがあります。お越しの際は、バス・電車等の公共交通機関をご利用ください。（JR・東急「菊名駅」「大倉山」、JR・市営地下鉄「新横浜駅」から徒歩15分）

【注 意】

※当日は、公募要項、業務の基準等の公募資料は配布しませんので、横浜市港北区のホームページから資料を印刷の上、ご持参ください。

※指定管理者に応募する者は、**全て、現地見学会兼応募説明会への参加が必要となります。**不参加の場合の応募は認めません。また、共同事業体での応募の際には、全ての構成団体の社員（職員）が参加する必要があります。

※当日、社員（職員）である事を証明する書類（名刺可）を確認させていただきます。

※後述する「6（2）欠格事項」に該当する団体は参加する事ができません。

※現地見学会以外の日に来館することは制限しませんが、案内や質問については、いっさい応じません。また、いかなる場合においても事務室内の書類の撮影、記録を禁止します。

ウ 設計図書の閲覧

設計図書について、次のとおり閲覧できます。

閲覧期間：平成22年 5月 7日（金）午後4時から午後7時まで

場所：港北スポーツセンター

閲覧期間：平成22年 5月 10日（月）午前9時から午後5時まで

場所：港北区地域振興課（午後0時から1時まで不可）

予 約：閲覧希望の方は、港北区地域振興課まで E-mail にて申し込みください。

エ 質問の受付

公募要項等の内容に関する質問書（様式 24）により、受け付けます。なお、質問は、1 団体につき 5 問までとします。ただし、共同事業体を予定している場合は、構成団体全体で 1 団体とみなします。電話でのお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

受付締切：平成 22 年 5 月 11 日（火）午後 5 時まで

提出方法：質問書は港北区地域振興課まで E-mail にて送付してください。

オ 質問の回答

質問に対する回答は、港北区ホームページへの掲載により回答します。（平成 22 年 5 月 17 日（月）予定）

カ 応募書類の提出

応募書類を次のとおり受け付けます。

受付期間：平成 22 年 6 月 2 日（水）及び 6 月 3 日（木）午前 9 時から午後 5 時まで。（午後 0 時から 1 時を除く。）

提出場所：港北区地域振興課（港北区役所 4 階 45 番窓口）

提出方法：必要書類等を上記に定める提出場所に持参してください。

提出は上記方法に限り、郵送・FAX 等による提出は受理しません。

要求した内容以外の書類についても受理しません。

キ 第 1 次審査

審査方法：応募書類の内容審査

ク 第 1 次審査結果の通知

審査結果は、文書により、全応募者へ、応募者が指定したあて先に送付します。なお、共同事業体により応募した場合は、共同事業体の代表団体あてに送付します（平成 22 年 7 月 1 日（木）予定）。

通過者への通知内容：第 1 次審査結果

※第 2 次審査の内容について同封します。

不通過者への通知内容：第 1 次審査結果、理由、順位、点数、配点

ケ 第 2 次審査

第1次審査通過者に対し、次の方法で審査を実施し、指定候補者及び次点候補者の選定を行います。

審査方法：応募書類の内容審査及びプロポーザルの内容に基づくプレゼンテーション（発表15分、質疑10分程度で行います）

審査日時：平成22年7月8日（木）

説明者：代表者又は応募団体所属の正社員合わせて3名までとし、当日正社員である証明書等を確認します。また、所長（運営責任者）予定者の参加を求めます。

コ 第2次審査結果の通知及び公表

指定候補者を選定するとともに、次点候補者を決定します。審査結果は、第2次審査に進んだ全ての応募者に対して通知します。また、審査の経過及び結果は、横浜市港北区ホームページへの掲載等により公表します。

通知内容：第2次審査結果、理由、選定評価表

サ 仮協定の締結

区は、指定候補者との協議を踏まえ、指定候補者として仮協定を締結します。
（平成22年12月予定）

シ 指定管理者の指定

市会の議決を経て、指定管理者として正式に指定する予定です。
（平成22年12月予定）

ス 指定管理者との協定締結

市は指定管理者と協定を締結します。
（平成23年1月予定）

6 応募に関する事項

(1) 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体（以下「団体」という。）で、個人は認めません。

(2) 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

ア 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納してい

ること

イ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

ウ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

エ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること

オ 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体であること

※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式4）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

キ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

ク 本施設を、指定期間に渡り、安定的に管理することの可能な、ノウハウ・実施体制・管理運営に不可欠な資格等や、経営基盤等が確保されていないこと

ケ 現在、役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいること

〔参考〕地方自治法施行令

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

(6) 前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 応募者の形態

株式会社（単独企業、特別目的会社（以下、「SPC」という）等）、もしくはNPO法人、その他法人のほか、任意団体（複数の株式会社やNPO法人等により構成されている共同事業体も可能）等であること。個人での応募は認めません。原則として、指定管理期間が始まる時と同一の状態に応募してください。

ただし、指定管理開始前までに、法人格の取得を予定、または、法人格を変更する予定がある場合には、応募書類提出までに法人格の取得または変更に関する申請手続を済ませた上で、申請にかかる書類の写しを提出してください。なお、法人格の取得または変更は、市会の議決の手続きに確実に間に合うことが必須となりますので、遅くとも平成22年9月下旬までに手続きが完了するよう準備を進めてください。

なお、当該法人格の取得・変更等の手続きが、上記に示す手続きの期限に間に合わない場合は、指定候補者としての地位を失う場合がありますので注意してください。

法律の改正に基づき、法人格の変更の手続を行う場合については、この限りではありませんが、別途、区の指示に従ってください。

共同事業体の形態をとる場合には、構成する全ての団体が前記の欠格事項に該当しないとともに、応募時に「共同事業体の結成に関する申請書（様式2-2）」を提出することとします。また、選定後協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

また、SPCは、応募時に設立していなくても応募できることとします。（仮協定締結時には、SPCが設立されていることが必要です。）その場合、その実現性を証明する資料を提出してください。

(4) 提出書類

次のとおり書類を、提出してください。

ア・イそれぞれ原本1部、副本15部（副本は原本の写し）

さらに、指定する様式1～22はパソコン等で作成しデータ（Word、ExcelもしくはPowerPoint。PDF不可。）としてCD-ROM2枚

提出の仕方は「指定管理者の応募書類についての注意事項」をお読みください。

ア 指定申請書及び事業者に関する書類

(ア) 指定申請書（様式1）

(イ) 団体の概要（様式2）

(ウ) 宣誓書（様式3）

(エ) 定款、寄附行為、規則その他これらに類する書類

(オ) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書又はこれに類する書類

- (カ) 前事業年度及びその前の年度の事業報告書（有価証券報告書提出会社にあつては有価証券報告書、その他の法人にあつては税務署に提出した確定申告書の添付書類である概況報告書でこれに代えて提出しても良い。ただし、内容が十分に伝わらない場合等については別途作成し、合わせて提出しても良い。）
- (キ) 平成 18・19・20 年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（有価証券報告書提出会社にあつては、有価証券報告書及び税務署に提出した確定申告書控一式（税務署受付印のあるもの）。その他の法人にあつては、税務署に提出した確定申告書控一式（税務署受付印のあるもの）。任意団体においては、これらに類推書類。
※団体名や施設名を消し、団体が特定できない状態にしたものを 1 部（原本 1 部、副本 15 部に含みません）別に提出してください。）
- (ク) 法人にあつては、
- ・当該法人の登記簿謄本
 - ・SPC を設立予定の場合は、その実現性を証明する資料
- (ケ) 申請団体役員名簿（様式 4）
- (コ) 過去 3 年間の法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書「その 1」（納付税額等の証明）及び「その 3 の 3」（未納の税額がないことの証明）を提出してください。）
- (サ) 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式 5）
- ※現時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度本市への納税状況（本市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。）
- ※公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合は、「法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式 6）」を提出してください。
- (シ) 労働保険料の納付証明書（労働局または労働基準監督署による未納がないことの証明書）
- (ス) 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）
- (セ) 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

※ 共同事業体及び S P C を設立予定の場合の応募書類について

共同事業体の形態をとる場合には、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出してください。「(イ) 団体の概要（様式 2）」の次に、以下の 2 点の書類を添付してください。

- (イ) - a 共同事業体の結成に関する申請書（様式 2 - 2）

(イ) - b 共同事業体連絡先一覧（様式2-3）

なお、応募書類の内、(イ)～(セ)の各書類については、構成団体すべてについての書類を提出してください。

※ その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

イ 提案書（様式7～22）

「7 提案内容と評価基準」を参照し、記載して下さい。

提案書はパソコン等で作成（Word、Excel もしくは PowerPoint を使用。PDF 不可。）してください。総計 150 ページ以内、任意様式可。通しのページ番号を付けて下部外側に表示してください。提案書の紙質等については特に指定はありませんが、A4 縦の両面印刷で、左端二カ所に穴を開けたものをファイル等に入れてご提出ください。

(5) 留意事項

ア 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

- (ア) 公募要項に定める手続を遵守しない場合
- (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合
- (ウ) 現地見学会兼公募説明会へ参加していない場合

ウ 重複応募の禁止

応募は、一団体につき、一案とします。複数の応募はできません。
また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

エ 接触の禁止

選定委員会委員、本件提案についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

オ 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募する場合、構成員の変更を認めません。

カ 応募の辞退

構成員の倒産、解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届（様式 25）を提出してください。

提出場所：港北区地域振興課

キ 提案内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ク 応募団体の社員（職員）以外の関与の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体にあたっては、構成団体）の社員（職員）以外が、次の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 現地見学会兼公募説明会への出席
- (イ) 事業計画書等、提出書類の作成
- (ウ) 第 2 次審査への出席

ケ 応募書類の取扱い・著作権

応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

港北区が提示する完成図書（平面図等）の著作権は港北区及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

コ 応募書類の開示と公表

応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。また、指定候補者となった団体の応募書類については、指定の議決後公表します。その他、区が必要と認めるときには、区は提案書類の全部又は一部を使用できるものとします。

サ 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

7 提案内容と指定管理者選定の評価基準

応募にあたっては、「横浜市港北スポーツセンター 第 2 期指定管理者 業務の基準」を踏まえて、次の事項について提案を求めます。なお、客観的に数値で提案できる施設利用者 1 人あたりの管理運営経費や財務関連の数値等、各種具体的な指標及びその値があれば併せて提案してください。

なお、評価は次の合計 100 点及び、その他特記加点・減点事項の加減 5 点をもって実施します。

(1) 安定的な経営姿勢・運営実施体制について 15 点(様式 6)

- ア 本市の行政課題及び施策を踏まえた当該施設管理の基本方針について、示してください。
- イ 基本方針を踏まえた当該施設分野等の目標及び実施策を示してください。
- ウ 天災等の発生後も安定的な施設の管理運営を行うことが可能な経営体制、経営体力、適正な経営の情報開示(透明性)、類似施設の管理実績について示してください。

(2) 施設の平等・公平な利用の確保について 5 点(様式 7)

誰もが平等・公平に利用できる仕組みづくりと、また、障害児者や高齢者などへの配慮についても示してください。

(3) コンプライアンスについて 5 点(様式 8)

指定管理者として要求される個人情報保護、情報公開、行政手続等の法令の遵守体制について示してください。

(4) 施設の効用の最大限発揮について 30 点(様式 9)

- ア 利用者の利便性向上のための新たな取組を実践・実行できる体制について示してください。
- イ 実現可能な広報・利用促進策について示してください。
- ウ スポーツ教室等の事業計画について示してください。
- エ 貸切、個人の利用者に対しての支援策を示してください。
- オ 具体的な自主事業計画を示してください。
- カ 安全かつ効率的に業務を履行できる体制について示してください。

(5) 管理運営経費について 15 点(様式 10)

- ア コスト管理計画において中長期計画や実施・改善計画について示してください。
- イ 事業収支計画の根拠資料等を詳細に示してください。
- ウ 業務委託内容及び金額、事業者選定方法の計画について示してください。

(6) 施設管理について 5 点(様式 11)

施設の点検及び修繕計画・その予算と清掃、外構植栽の管理や地球温暖化対策等について示してください。

(7) 安全管理について 10 点(様式 12)

- ア 安全・安心に利用できるような通常・緊急・救急体制について示してください。
- イ 緊急時に即応した事業体全体の危機管理組織体制(補償体制等)について示して

ください。

(8) 地域交流について 10点 (様式 13)

- ア 地域におけるスポーツ振興事業の取組について示してください。
- イ 地域貢献に対する取組について示してください。

(9) モニタリングについて 5点 (様式 14)

事業の評価を実行するとともに、PDC Aマネジメント等の事業改善策について示してください。

(10) 特記内容について (様式 15)

その他特記すべき内容の提案を示してください。

(11) 収支計画について (様式 16~21)

指定期間内の収支計画について示してください。

8 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

選定委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市港北区長が指定候補者及び次点候補者を選定します。審査は応募者の応募書類及びプレゼンテーションに基づき、指定管理者選定の評価基準に従い、総合的に実施します。

なお、応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも、最低基準を満たすことが必要です。また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

(2) 選定委員会

選定委員

役職	氏名	備考
委員長	蓮田 雅弘	体育指導委員区副会長
委員	相沢 一夫	青少年指導員地区会長
	上岡実弥子	学識経験者
	坂田 公一	学識経験者
	藤村 昇	区老人クラブ連合会会長

9 協定に関する事項

(1) 協定の締結

市は、指定候補者と細目協議を行い、協議成立後、指定候補者として仮協定を締結します。その後、市会の議決により指定管理者として指定し、正式に協定を締結します。また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

なお、選定委員会で指定候補者として選定された団体が、市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。

また、指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

そのような場合には、次点候補者と協議を行い、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合にも、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出することがあります。

(2) 協定の内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等)
- エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等）
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- キ 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ク 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- ケ 指定管理満了に関する事項
- コ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- サ 協定内容の変更に関する事項
- シ その他必要な事項

10 自己評価及び実績評価に関する事項

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は事業報告書（月次、四半期、年間）を作成し、区に提出します。書式は、区と指定管理者で協議の上、定めるものとします。

(2) モニタリングの実施

指定管理者は、定期的に施設利用者から意見や満足度等を聴取し、利用者モニタリングを行うこととします。なお、結果については、区へ報告するものとします。

また、指定管理者の業務の遂行状況等を確認するため、区は、必要と認めたときにモニタリングを行います。

(3) 自己評価の実施

指定管理者は利用者モニタリングの結果及び利用実績の分析により、施設管理実績の自己評価を行い、区に提出します。なお、実施時期や項目および書式は、区と指定管理者で協議の上、定めるものとします。

(4) 区による実績評価

事業報告書の検査により、指定管理者が業務の基準を満たしていないことが明らかな場合には、区は指定管理者に対して業務の改善勧告を行います。

(5) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

スポーツセンターに関する第三者評価は、市が定めた共通評価基準に基づき、市が定めた共通評価基準に基づき、市が認定した民間評価機関（NPO法人、シンクタンク等）による評価を受けることとし、これらの結果を公表します。

なお、受審については、指定開始から2年目に行うことを原則とします（受審に伴う費用は指定管理者の負担となり、22年度は20万円（消費税を含まず）となります。）

11 準備業務・引継業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については、指定候補者に提示します。なお、指定管理者が変更になった場合には、指定管理者は、指定時及び指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

12 留意事項

(1) 個人情報保護に関して特に留意すべき事項

「個人情報の保護に関する法律」が施行され、「横浜市個人情報の保護に関する条例」も改正されたことを踏まえ、指定管理者は管理業務を行うにあたって適切な対応を行わなければなりません。具体的には以下の事項を行うものとします。

ア 指定管理者は市による個人情報保護に関する必要な研修を受講しなければならない。

イ 指定管理者は、従事者に対して必要な研修を行わなければならない。

(2) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うこととします。

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」(平成 12 年 2 月横浜市条例第 2 号)の趣旨に則り市が別途示す「標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき、情報開示請求等に対して適切に対応することとします。

(3) 施設において発生した事故への対応に関して特に留意すべき事項

指定管理者は、施設において発生した事故への損害賠償等の対応に関して以下の通り義務を負うこととします。

ア 指定管理者の責に帰すべき事由により、区又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。

イ 施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を区へ報告しなければなりません。

ウ 指定管理者は、損害保険会社により提供されている施設賠償責任保険(指定管理者特約条項つき)に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応することとします。保険金額は対人賠償 1 名、対物賠償 1 事故につき、それぞれ 1 億円以上とします。

(4) 課税に関する留意事項

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、行政運営調整局主税部法人税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問い合わせください。

(5) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に港北スポーツセンターを利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

(6) 人権擁護への取り組み

指定管理者は従事者への人権啓発研修等の実施に努め、人権擁護への取り組みを進めること。

13 その他

(1) 指定候補者の変更、次点候補者について

指定管理者に指定された団体が辞退した場合においては、次点候補者が繰り上がり、指定候補者となります。

市は、指定候補者が、市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。

また、指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

そのような場合には、次点候補者と協議を行い、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合にも、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出することがあります。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

次点候補者の地位は、指定管理者の管理が開始すると同時に消滅することとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

市が行う業務の改善勧告に従わない場合など、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消を行うことがあります。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ 指定管理者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除することができるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(3) 指定取消及び管理業務の停止

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために区が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに反せず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、区が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

なお、指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額またはすでに支出した指定管理料の返還、また区に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

(4) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合については、区と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。